

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)
午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君
理事 岡田正三郎君 理事 佐藤 重遠君
理事 若林 義孝君 理事 小林 信一君
理事 松本 七郎君
柏原 義則君 甲木 保君
鹿野 彦吉君 坂田 道太君
東井三代次君 圓谷 光衛君
平島 良一君 井出 太郎君
笹森 順造君 渡部 義通君
浦口 鉄男君

出席政府委員

文部事務官(大) 稲田 清助君
学務局長(大) 文部事務官(大) 秋村 敏雄君
学務局長(大) 学務局長(大) 秋村 敏雄君
員養成課長)

本日の会議に付した事件

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)(予)
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)

○岡(延)委員長代理 これより会議を開きます。

前回に引続き、教育職員免許法の一部を改正する法律案及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を続行いたします。

○松本(七)委員 私は三、四点について、原案を作成された政府の見解を伺っておきたいと思ひます。

第一は、今まで臨時免許状を持つて三年間勤務して、三十単位を履修した者には、上級の仮免許状が与えられるということが、別表四によつて明らかになつておるわけでありまして、このことは、臨時免許状の所有者が、一時的あるいは腰かけの気分を持たないで、教師としての将来に希望を持つて、教壇に立つて優秀な成績があげられるようにという趣旨であらうと解釈するわけであり、ところが、この改正原案によりまして、臨時免許状の有効期間を二年とするということになつておられます。こうなりますと、先ほどの趣旨と若干反する結果を招来するのではなからうか。と申しますのは、三十単位を二年間に修得するということとは、ちよつと困難ではなからうかと思ひます。この点、この前も他の委員から質問されておつたようですが、三十単位を修得するのには、どうしても最低三年間を要するということは、昨年以來の認定講習によつても、明らかではなからうかと思ひます。またかりに三十単位を何らかの方法によつて修得したといつたとしても、教壇に二年しか立つていないという場合、せつかく修得した三十単位がむだになつてしまふというところになります。結局臨時免許状を持つておる者に、何の希望も持ち得ないということになるのじやないか。こうなると、やはり教育に対する影響も相当考へなければならぬと考へます。この三十単位を二年間にすることが可能だと考へておられる根拠というか、そういう点と、この有効期間をなぜ三年にされたのかつたかという点を、まずお尋ねしたいと思ひます。

○稲田政府委員 ただいまお話にありましたように、別表四におきましては、臨時免許状を持つておる者が、仮免許状を得ますためには、三年の経験と三十単位の履修が必要であるのであります。にもかかわらず、臨時免許状の有効期間が原案において一年であるという点につきましては、そも、この免許法制定当時におきましては、一応御議論を承つたところであるのであります。その理由と申しますのは、この免許法第五条におきまして、臨時免許状と申しますものは、普通免許状あるいは仮免許状を持つておる者を採用することができない場合に限り発行することができ、こちらが本旨でありますので、こうした面に立つて考えますときは、一年々々切りかわることには、そのときの教員の需給状況を考へて臨時免許状を発行することが必要だ、こういう精神に出てるわけでございます。従つて一年——今回の改正案においては二年に延長いたしました。一年あるいは二年の期間において、当然仮免許状を取得でき、再教育が受けられるとは考へていないのでございまして。しかしながら、当初におきまして御説明申し上げましたように、また状況によつて、臨時免許状を、一年でありましても再発行することができるのでありますから、現実に助

教諭が三年の教諭経験を得たといひますれば、またその間再教育が得られるならば、別表第四が適用になりまして仮免許状が得られる道は開かれております。これらのことは、あくまでも教員の資質向上ということを本旨としておる第五条第三項の精神に立脚して考へなければならぬ問題と考へております。

も、従来とかく形式的に流れて、ほんとうの技術修得普及というやうな点に当つておらないやうな面もあるやうに聞いておるのであります。そこで特殊学校教員には、やはりその経験を重んずるということで、経験によつて上級免許状を得られるようにするのがよいじやなからうかと思ひますが、この上、特殊学校教員が、特殊学校の教員になる前に、小学校、中学校の普通免許状の所有者でなければならぬことになつておりますから、この六十単位の履修ということは、いわば屋上屋を架するやうなことになるので、実質的にはあまり効果も期待できないのではなからうか。むしろこの際、六十単位の履修ということを削除して行く方が、現実的ではなからうかと考へられるのであります。この点の御意見を伺ひたいと思ひます。

○松本(七)委員 次に特殊学校、すなわち盲聾学校の教員の点ですが、これが二級免許状から一級免許状になる場合は、従来は単位の履修という規定がなかつたにもかかわらず、今回新たに六十単位を必要とするところになつた理由を伺ひたいのであります。これはいろいろございまして、現実に盲聾学校というものは、専門的技術を必要とするのでありますから、講師等もなかなか得がたい。勢い中央で講習を行うということが起つて、ただでさえなかなか定員不足をかこつておるこの特殊学校に、こういう改正をいたしますと、一層の重大なる支障を来すのではなからうか。またこういうふうな講習会

も、従来とかく形式的に流れて、ほんとうの技術修得普及というやうな点に当つておらないやうな面もあるやうに聞いておるのであります。そこで特殊学校教員には、やはりその経験を重んずるということで、経験によつて上級免許状を得られるようにするのがよいじやなからうかと思ひますが、この上、特殊学校の教員が、特殊学校の教員になる前に、小学校、中学校の普通免許状の所有者でなければならぬことになつておりますから、この六十単位の履修ということは、いわば屋上屋を架するやうなことになるので、実質的にはあまり効果も期待できないのではなからうか。むしろこの際、六十単位の履修ということを削除して行く方が、現実的ではなからうかと考へられるのであります。この点の御意見を伺ひたいと思ひます。

○稲田政府委員 申し上げるまでもなく、この免許法におきましては、すべての免許状につきまして、一定の単位数の専門教育の履修と、教職課程の履修が必要であるわけでありまして、ことに特殊教育などにおきましては、ただいまお話ししましたように、特別にむづかしい教育でありますので、そうした要求を軽減すべき理由はないのでありますけれども、この免許法制定当時におけるやうな状況から見て、教員を得やすくする意味において六十単位を軽減いたしましたのであります。今回提案いたしましたように、国立学校設置法の改正に

も、従来とかく形式的に流れて、ほんとうの技術修得普及というやうな点に当つておらないやうな面もあるやうに聞いておるのであります。そこで特殊学校教員には、やはりその経験を重んずるということで、経験によつて上級免許状を得られるようにするのがよいじやなからうかと思ひますが、この上、特殊学校の教員が、特殊学校の教員になる前に、小学校、中学校の普通免許状の所有者でなければならぬことになつておりますから、この六十単位の履修ということは、いわば屋上屋を架するやうなことになるので、実質的にはあまり効果も期待できないのではなからうか。むしろこの際、六十単位の履修ということを削除して行く方が、現実的ではなからうかと考へられるのであります。この点の御意見を伺ひたいと思ひます。

開きました。これは大学の教授で、新しい教員養成に従事する人々に、一層高い程度の教育をするという専門課程を、二十五の部門にわたって開きました。このことは、おそらく教授陣の増強という点で、非常に大きな効果があったと信じております。

第二はアイフェルつまり教育指導者講習会の中で、全国の各都道府県教育委員会の代表一人、それから関係大学の教授一人以上を全部集めて、そしていかにして講習の内容を充実し、どのようにして運営を円滑に行うかということの研究協議会を開きました。このことによつて従来五里霧中であつたこの種の講習会の運営に、非常に組織のある、見通しのある計画が立つようになると期待いたしております。仰せのごとく認定講習の面が、非常に形式的になつて効果が少いといううわさは、私もかね／＼承つておつたのですけれども、最近各都道府県教育委員会からの報告によりまして、また大学の教授らの報告から徴しましたも、非常に改善されつつあるように承つておるであります。この意味で、おそらく二十六年度の夏の休みを中心に、講習の内容は著しく改善されると思つていいのではないかとと思つております。

あがるので、それをいかに認めて行くかということが非常に問題なのです。そういう点から、従来劇に日本の教育は発展して来たわけなんです、講習という形の上で何か非常に制約されて、一定の課程を通りさえすれば、上級免許状が得られて一つの資格が得られる。資格というものは、結局資質が向上したというふうに見られておるのですが、しかし教育というその性質から考えれば、なか／＼割り切れないものがあるじゃないかと思つたのですけれども、そういう教育者の自覚される状態を、この講習がはたしてそういう点を充実して行くことができるかどうかというところが、私は問題だと思つてゐます。それは講習というふうなものではなくて、教師自体の自覚を、長い時間かかつて要請して行かなければならぬものだろうと思つたのですが、そういう点につきましても、指導者の教育をやつたとか、あるいは責任者を集めて、運営等について協議したというものでなく、現在の教育者のあり方について、何か文部省が考へて、そういう意向を講習内容等に盛り込んでおるかどうかという点に私は心配しておるのです。その点につきましても、どんな態度をとつておられるか、お伺いしたいと思つてゐます。

ありまして、過去においてもそうでありましたが、将来においても一層現場の教育者の要望と大学の講義というものの関係を密接にするようにしたものであります。従来私非常に残念に思ひますことは、あまり十分な勉強をしないうで、しかも形式的に単位がとれるようにというふうな傾向が強かつたわけでありまして、夏の休みの講習が、形式的で価値がないというふうに批判することについては、これは両者に責任があると思つたのであります。受講者と講義をする者との両者に、責任があると申すのであります。この両者が相寄つて、現場の要求というものを満たすには、どうしたらできるかということとを話合つて、その上で講習計画を立てるというふうな話を進めて行きたいと思つております。

それから、もう一つ申し添えておきたいと思ひますのは、従来の日本の各都道府県で行われていた講習会には、たとえば指導主事とか高等学校の校長とか、あるいはその県以外の他の大学の教授とかいう人々を連れて来て、協力関係をつくるという点がまずかつた。つまり大学ひとりよがりといひますか、変な孤立的な講習会をやつてゐた。こういう点も今回ぜひ改めなくてはならないという点を皆さん十分納得して、一つの新しい見解に立つて開こうという態度が、私、最近特に強く見られるように感じております。

（岡）委員長代理退席、佐藤（重）委員長代理退席
○小林（信）委員 大体御心配せられておる点、私たちの憂慮しておるところと一致しておるのであります。非常にいいと思ひます。そこで問題になりますのは、私も今お話になつた点で、両者がやはりこの問題については真剣に臨まなければならぬと思つたのであります。やはりそこには何か抽象的な講義をするというふうなことが多いたのですが、今の地方の教育等から考えますと、実験とか実習とか、そういうものがもつと必要になるように考慮されなければならぬと思つたのです。全然そういう点が見られないというものは、やはりどこかに財政的に、あるいは施設のなにか、必要があつても、まだ施設あるいは予算等がないからというのがある、その辺お伺いしたいと思ひます。

○秋村政府委員 まつたおつしやる通りだと思ひます。たとえば昨年度の京都大学、あるいは京都府立大学が一緒になつてやりました京都府の夏期講習というものは、仰せのような点を非常に重んじて、会員非常に喜んで、この種の講習会だつたら、われわれはみづから金を出してでもぜひやりたいと言つておりました。これは従来の日本の教育関係の学問が、ドイツの学問の影響を受けて、非常に抽象的、観念的であつたといふことは、いままを考へまして、二十五年年度に三箇月二回にわたる教育指導者講習会をいたしましたわけでありまして、こういう点も徐々に改められるべきものだと思ひます。なお免許法の中に、学校を単位としてある特殊な問題に対して大学の教授の指導を受けた実地的な研究を、すべて単位に換算することができるといふこともできておりますので、問題はそれを今後現場の職員と大学とが結びつけて、いかに組織的にやつて行くかという点にあると思ひます。御趣意のほどは、私もまつたくそうだと考へますので、いよいよそういう方向に向つて進めるようにしたいと考へます。

それから施設その他のことも、これは新制大学の教員養成に關する部分の全体と関連がありますので、本年度の予算の中にも、決して十分ではありませんが、そういう点を考慮しつつ、施設を充実している最中でありまして、やはり今後期待したいと思ひます。

○小林（信）委員 やはりそういうふうな先生方も、単にそれが自分の上級免許状を取得するといふようなことでなく、相当悩んでいるものを持つてゐるのですから、そういう点にたゞ形式的なものだけでなく、ほんどうに研究にとつ組むといふふうな気分が、一応こころもつて、政策の上からかえて行かなければならぬと思つたのです。が、何かまだ従来からの、何でも形式的に時間をそこへ行つて過せばいいのだ、そして試験も形式的に受けて来ればいいのだといふふうなことで、どうもこの免許法の問題は当初からうまくなかつたわけなんです。これは教員諸君の自覚といふふうなことも、皆さんから言われれば言ひかねるけれども、その点は当局の方にも大きな責任があると思つたのです。単に地方の講習の実情を見せただけで、その程度のものでわからねなければ、文部省が考へてゐる資質向上の再教育でないといふふうにおつしやるかもしれないが、そういう理論的なものと、教育の実際のあり方というものは、そこに多少違ふところがあると思つたのです。そ

ここでとお聞きしなければならぬ点があるのですが、この際相当そういう点に御留意なさつて、教員の意欲をそそるような方途に持つて行かなければならぬと思ふのです。そういう点でも、実験、実習という単に化学の方の面ばかりでなしに、実験児童を扱うという具体的なもので、講習される方が内容を持つておられなければいけません。講習者としての資格があるというように、中・小学校の先生が実験毎日行つてゐる授業の事実も知つてゐるような、そういう人たちが御選抜されて、その人たちがりつばな意欲をもつて臨まれるような方途が大事ではないか。それにはやはり先だつものは予算だと思ふのですが、そういう点は今後相当考慮していただけたらと思うのです。そこで今度この修正をなされるのに一番問題になつたのは、また申しては失礼かもしれませんが、そういう形式的な一定の単位をとる、そして試験を受けるというふうなものばかりで、はたして資質向上ができるかどうか。やはり私は前から申ししたように、その人の経験年数、これは時間的なものになるかもしれませんが、そういうふうなものを相当考慮して行かなければ、免許法の現在持つてゐるものが、資質向上のほんとうの仕事に役立つことができないような気がするのですが、そういう点を、今回この修正をなされるについてお考えになられたかどうか。

○稲田政府委員 お話のように、その経験年数につきましても、相当考慮しなければならぬと思ふのですが、この免許法施行法にあらういただきますような初訓、専訓その他につきましても、そうした面を十分考慮いたしたわけでありまして、全般的問題といたしましては、先ほど松本委員にお答えいたしましたように、現在の認定講習の状況から見まして、すでに相当単位数も取得いたしておりますので、この上のような講習のやり方を改善することによりまして、将来を充実するのが一番適当だと考えております。こうした講習を一躍して経験ばかりにたよるというふうな方策は、とり得なかつたわけでございます。

○小林(信)委員 内容をずつと見せていただきますと、まだそういう点を内容に入れることは、非常にむづかしいことだと私は思ふます。どうしてそこを生かして行くかということがむづかしいのではないかと思ふます。事実を私たちが見ておきますと、校長さんたちに言わせると、この免許法が出たために、毎日の授業がおろそかになり、単に単位取得に努力すれば、教員は自分の身分を安定させることができるという形になりがちである。従つて教育の成果は阻害されるような形になつて行く、あるいは学校の運営等も、その点で相当前よりうまく行かないというのです。これは極端になると、校長さんが意のままに教員を動かすというふうなことがあるわけですから、あるいは教育の関をつくつて、前の視学さんというふうなものが、いろいろ関係者の中に一つのつるをつくつておいて、自分たちの関係する者に対しては、どんどん抜擢して行くというふうなことが、従来行われたのです。これは決してそういうふうな意味ではないと思ふます。

が、実験授業をして成果のあがるような者は、この免許法によらずに、他の方法で抜擢して行くような方法も考えられぬものかと、私は考へておりますが、その点はどのように考へておられますか。

○稲田政府委員 お話のように、勤務成績が、教員の資質からいって非常に大切だという趣旨からいたしまして、御承知のように、この免許法におきましては、単に経験年数ばかりではない、勤務成績良好な者に対して、免許状を与えるわけでありまして、その勤務成績良好を証明いたしますものが校長でございます。従いまして、お話のように、その授業を上のそれで、単に単位取得に専念するようならせ方を、校長はやらせてはいけないうわけがあります。そういう点につきましても、もしこの認定講習を受ける機会があるいは期間が、受講者に対して非常にむづかしい条件でありますれば、そうした無理も出がちなと思ふますけれども、期間もここに五年延長いたしましたし、先ほど申し上げましたように、夏休み中において三週間も勉強いたしましたれば、この平均の単位が今後においてとれるような状況でございますので、そうした平素の教育に対する悪影響は、将来に向つてはなくなることを考へております。

○小林(信)委員 その内容は、すべての条項に認められるものというぐあいには、実験毎日の授業の上でりつばな成績をあげなければ、たいてい単位をとつても免許状を与えないというふうに書いてありますが、その点は決して実際において行われておらないのです。形式的に単位をとつて、一ぺん試験を

受ければ、それでもつて免許状がとれるようなことになっておりますが、どういうふうにしたら、実際この法文の上に明らかにされてゐるようになり、実質的にそういうふうなものが確立できるか、これは私は大きな問題だと思ふます。文部省の方は、そういう点は御心配になつておらないのですか。

○稲田政府委員 その点は、昨年の夏の改正において、三年延長いたす前におきましては、いかにも認定講習受講の期間が短くありましたので、各受講者たちが、非常にあせつて参つたと思つております。また講習施設も、そういうふうな関係で、ごく短期間に大量の講習をやらなければならぬというふうなところから、あるいは週間の授業を持つてゐる日におきましても、授業終了後に講習会に行かなければならぬというふうなことで、かんじんの授業に対する研究が十分できなかつたという状況があつたと思ふのであります。しかし、それは昨夏講習の期間を延長いたしましたし、また今回ここに御審議願つております案におきましては、さらに五年も延長いたすのでありますから、受講者たちも今後はそうありますこともなく、また講習を計画する向きにおきましても、そんな無理な計画をしないでも、この先は済むのではないかと私も考へております。

○小林(信)委員 問題はいろいろうな内容のある講習をするか、そしてその講習についても、今教員諸君が言つておるうちに、そのために授業が犠牲になる、これはまだ現在もあるように見受けられます。それから教員諸君の生活が、そのために脅かされるというふうな心配がないようにしてやらな

ければ、私は今おつしやつた良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する者でなければならぬというふうなこの案項は、決して生きて来ないと思ふ。やはり局長さんのおつしやつたように、とにかく今までの講習というものは、そういうふうにあせつたかもしれません。内容等において、実験充実しておらない点があるし、講習を受けるためには、教員諸君も無理をするというふうなことで、勤務状況は考慮されず、とにかく単位を修得さえすれば認めてやつたというふうな形になつたと思ふのですが、今後といえども、たいてい時間を延ばしても内容を充実して行かなければ、やはりそういうふうなものは永久に残るのじやないかと思ふのです。先ほど申しましたように、実験実習という部分には、政府でも積極的に施設もするし、そして講師に對しても相当内容を充実させるように――私実は講師の方に直接伺ひましたが、やはり日本にある書物だけでなく、外国の書物が読みたい。ところが、私たちがこうやつて講習に出ることまでして出ることができないのだというふうなことも言つておられるのです。この問題は日本の教育をどうするかという性格からも、内容を充実する点からも、私は重大な法律だと思ふのですが、この法律を生かすには、そういう経費等の問題もつと潤沢にして行かなければならぬと思ふのです。そうしなければその案項も生きて来ないと思ふし、たいてい校長さんの進言があつても、それを十分生かして行くことはできないと思ふのです。それで私は内容についてお伺ひするのです

が、先ほど松本さんからお伺いされましたこの施行法の専科訓導、初等科訓導の項ですが、まず第一にお伺いしたいのは、すでに単位をとつてしまつたというふうな者があるのですが、あらためてこの法律ができませんと、単位をとつて二級免許状がもらえるようになる。そうすると今までやつた単位というものは無意味になるのか、あるいはほかに生かしてくるのか、大分疑問を持つておるようです。

○稲田政府委員 お話のような方々に對しましては、法律が制定になりますれば、いずれ施行規則をつくるわけでございまして、施行規則を定めなす場合に、妥当な規定を考慮いたしたいと思つております。

○小林(信)委員 妥当なというのは、どういふ意味ですか、できましたら、詳しくお話を願ひたい。

○稲田政府委員 単位を年数に換算いたします勘定を、法文化いたしたいと思つております。

○小林(信)委員 そうすると、それはさらにその上の上級免許状を取得するについて、十五単位とればいいところを、十五単位とつておいた。そうするとその十五単位というものはそのまゝ生かすのか、あるいはそれを幾分の幾つかを生かすのか、そういう具体的なことはまだおわかりになつておりませんか。

○稲田政府委員 その計算につきましては、さらに相当研究いたしたいと考えております。

○小林(信)委員 一番当事者たちが心配しておるところだと思つていますが、まだ具体的には言えないのですか。

○稲田政府委員 いろいろな心配はあるだらうと思ひますが、御承知のように、免許法施行規則が非常に複雑なものになりますので、いろんな基準で横の關係、縦の關係を考へまして、計算いたしたいと思つております。

○小林(信)委員 そういふところを明白にしてやらないと、先ほどから申し上げておりますように、これは単に教員諸君の、自分が資格を上にするというのとだけであつて、そこから生れて来る教育的な影響というものは大きいですから、そういうものが新しく考えられたのではなくて、根本的にこうするところが当然であつたという政府の見解であるならば、そのために今まで努力しておつた者は、私はなるべくこの際相當に認めてやらなければいけないと思ふのです。受けた講習の程度というものが、それ相応のものであつたとするならば、とにかくすでにこの法律が本質的に初等科訓導に對しては小学校の二級免許状をやるべきであるという、そういう根本的な見解であるならば、この人たちがすでに取得したところの単位というものは、私は完全に生かしてやつて、次の単位をとるために単位に換算してやるべきだと思ふのです。

〔佐藤(重)委員長代理退席、委員長着席〕

○稲田政府委員 教員がその在職の年数の間におきまして取得いたしました単位は、むだなく勘定いたしますように考慮したいと思ひます。

○小林(信)委員 そういふ御見解ならば、たいへん喜ぶと思ひます。それと並行して考へて行くのですが、同じ表の中の二十四号ですが、「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教

員の二級普通免許状及び小学校の教員の仮免許状」に改める」というように一つはなつております。それから七号のところですが、ただいま松本さんから、小学校の教員の二級普通免許状を与えるならば、この人たちにも幼稚園の免許状を与えるべきだというお話があつたのですが、こゝういふ横の関連については、根本的にどういふふうにお考えになつておられるか。つまり小学校と幼稚園、あるいは中学校と小学校というふうな関連についてはどういふふうな見解を持つておられますか。

○稲田政府委員 二十四号の方は小学校、幼稚園、まあ同様な養成機関から出まして、幼稚園の免許状を持つておる者は小学校の免許状を持ち得るといふふうに改正したわけでありま

す。七の四の方は非常に簡易な養成を通じて参りました初等科訓導が、小学校の教員としての二級普通免許状を安易に得られる道をこのたび開いた例外でございまして、先ほど私が申し上げましたように、この場合は幼稚園の先生という非常に特殊な経験なり、あるいは特殊な養成教育を必要といたします。部面にもこれを延長いたしますことは、不適当だと考へたわけでありま

す。

○小林(信)委員 同じく七の三ですが、国民学校専科教員の免許を有する者が、中学校の教員の二級普通免許状がもらえることになつたのですが、これらの横の関連を考へてみましたが、小学校の方に全然免許状を持つことができないのは、あるいは何か仮免許状、そういうふうなものが得られるのですか。

○稲田政府委員 現行法によりまして、仮免許状が得られるわけでありまして、

○小林(信)委員 それがなぜ二級普通免許状がもらえないのですか。

○稲田政府委員 これは小学校が全科担任教育制度でありますので、それを考慮いたしまして、その免許法ができておるといふ本質から出て来ておるわけでありまして、御承知のように、専科教員は、たとえば裁縫とか、あるいはまた音楽とか、芸術の一部とか、非常に狭い教科につきまして資格があるわけでありまして、それらの方々は、中学校の方でもこれも相當広い領域ではあります。が、小学校の全科担任に比べれば、一定の限界のある教科を受持つわけでありまして、こゝういふ方は中学校の方で先生になつていただく。小学校の方においては、二級まで考へることとは不適当であると思へたのであります。

○小林(信)委員 しかし、この人たちがこの免許状を持つて国民学校におられた期間は、さまゝあると思ひます。やはり相當な期間持つておられた方もあると思ひますが、さらに五年以上中学校に勤務した経歴を持たなければ、これに該当しないのです。そういふように経験年数というものを、行くと、小学校の方に参つた場合に、二級免許状ぐらいは与えても、何ら実質的には問題ないと思ひます。ただ裁縫の専科だけであつたというので、小学校の方で国民学校時代にやつておられた方は、それは確かに全科目を担当する小学校の二級免許状というものは、無理かもしれせんけれども、かつての国民学校におられた専科の先生

は、たとい裁縫の専科の先生であつても、たいがい学級を担任しておられた、そして全科目にわたつて相當経験を持つておられると思ふのです。それがさらに中学校の五年という経過を経ておるならば、これは二級普通免許状を与えてもさしつかえないと、私は松本委員の質問を聞いて感じておつたのですが、その点いかがでしょうか。

○稲田政府委員 専科教員は、従来においても、大体国民学校初等科の上級あるいは高等科の勤務であつたと思ひますが、こゝういふ方々は、新しい制度において大体中学校の教員になられたし、また將來においても、こゝういふふうにかつていただくことが、むしろ望ましいと思ひます。先ほど申し上げましたように、あくまでも小学校の教育は、教員としては全科担任であり、また各教科におきましては、非常に相互連関の必要の大きい教育でありますので、非常に狭い部面を受持つておられた専科教員が、お話のように従来小学校の程度において勤務したとしても、それは代用的性格をもつて全科を担任しておられたにすぎないのではないか。それなれば、この法律におきましては、せいゝ仮免許程度が至当であつて、二級に進みます道は、中学校の方に明けるのが適當ではないかと考へられるわけでは

○小林(信)委員 問題は、實際問題として、こゝういふ専科先生のたちが、中学校の方にどれぐらゐ採用されておつておるかといふことであつて、そのパーセンテージが問題だと思ひます。今おわかりにならないければ、さしつかえないのですが、その率によつて、相

は、たとい裁縫の専科の先生であつても、たいがい学級を担任しておられた、そして全科目にわたつて相當経験を持つておられると思ふのです。それがさらに中学校の五年という経過を経ておるならば、これは二級普通免許状を与えてもさしつかえないと、私は松本委員の質問を聞いて感じておつたのですが、その点いかがでしょうか。

○稲田政府委員 専科教員は、従来においても、大体国民学校初等科の上級あるいは高等科の勤務であつたと思ひますが、こゝういふ方々は、新しい制度において大体中学校の教員になられたし、また將來においても、こゝういふふうにかつていただくことが、むしろ望ましいと思ひます。先ほど申し上げましたように、あくまでも小学校の教育は、教員としては全科担任であり、また各教科におきましては、非常に相互連関の必要の大きい教育でありますので、非常に狭い部面を受持つておられた専科教員が、お話のように従来小学校の程度において勤務したとしても、それは代用的性格をもつて全科を担任しておられたにすぎないのではないか。それなれば、この法律におきましては、せいゝ仮免許程度が至当であつて、二級に進みます道は、中学校の方に明けるのが適當ではないかと考へられるわけでは

○小林(信)委員 問題は、實際問題として、こゝういふ専科先生のたちが、中学校の方にどれぐらゐ採用されておつておるかといふことであつて、そのパーセンテージが問題だと思ひます。今おわかりにならないければ、さしつかえないのですが、その率によつて、相

は、たとい裁縫の専科の先生であつても、たいがい学級を担任しておられた、そして全科目にわたつて相當経験を持つておられると思ふのです。それがさらに中学校の五年という経過を経ておるならば、これは二級普通免許状を与えてもさしつかえないと、私は松本委員の質問を聞いて感じておつたのですが、その点いかがでしょうか。

○稲田政府委員 専科教員は、従来においても、大体国民学校初等科の上級あるいは高等科の勤務であつたと思ひますが、こゝういふ方々は、新しい制度において大体中学校の教員になられたし、また將來においても、こゝういふふうにかつていただくことが、むしろ望ましいと思ひます。先ほど申し上げましたように、あくまでも小学校の教育は、教員としては全科担任であり、また各教科におきましては、非常に相互連関の必要の大きい教育でありますので、非常に狭い部面を受持つておられた専科教員が、お話のように従来小学校の程度において勤務したとしても、それは代用的性格をもつて全科を担任しておられたにすぎないのではないか。それなれば、この法律におきましては、せいゝ仮免許程度が至当であつて、二級に進みます道は、中学校の方に明けるのが適當ではないかと考へられるわけでは

○小林(信)委員 問題は、實際問題として、こゝういふ専科先生のたちが、中学校の方にどれぐらゐ採用されておつておるかといふことであつて、そのパーセンテージが問題だと思ひます。今おわかりにならないければ、さしつかえないのですが、その率によつて、相

当考慮してやらなければならぬと思うのです。もし小学校の方によく行つてゐるならば、私の考えでは小学校の方に行つてゐるのが多いと思うのです。が、そういう場合に、こういう制度が出て来てもあまり恩恵がない。従つて小学校の二級免許状と与えらるべきであるというふうに、その経験年数を重視する点から主張したいのですが、できましたらその数字をひとつお知らせ願ひたいのです。

○稲田政府委員 今日、地方からの報告によります教員状況につきましては、切りかえられました免許法によります区別によつて、こちらは報告を受けておるわけでありまして、それらの免許状を持つておる方が、簡歴はどういう程度であつたかという事は、文部省においても材料は持ち合せてないわけでありまして。

○小林(信)委員 次に伺ひたいしますが、施行法第二条第一項の表の第三号の上欄中これはたしか青年学校の先生だと思ひますが、「これに相当するものとして文部省令で定める者を含む。」というその内容を伺ひたいのです。

○秋村政府委員 今ここに一々の表を持つておられますが、青年学校の教育養成の資格を認めた専門学校及び専門学校の実科のようなどころ、そういうところの卒業生、同じ免許状を与えようというのであります。

○小林(信)委員 そうすると、従来青年学校教員養成所を卒業した人たちの中で、臨時養成所という一年間の期間のものをやつた人があつたと思うのです、その先生方から、私たちも中学校の二級免許状にしてくれという要望が

あつたのですが、それが含まれてゐるのですか、いないのですか。

○秋村政府委員 その臨時養成所というの、暫定的にちよつとあつたものでありますけれども、その一年間のものは認めるつもりであります。

○小林(信)委員 それもたいへん喜ばれる問題だと思ひます。それは非常に特別な期間であつて、その人たちが一年間やつたのですが、実質から言ふならば、臨時という名目で今日まで、はずれておつたのです。それで何とかして私たちも人並に認めてもらひたいという事を言われておつたのですが、そういう内容であるとする、たいへん喜ばれると思ふのであります。

それから同表の第九号です。これも青年学校だと思ひますが、「昭和二十三年三月三十一日現在」というのを「昭和二十二年三月三十一日現在」というように、一年間の期間をつくつたのは、どういう意味ですか。

○秋村政府委員 これは昭和二十三年三月三十一日現在で、青年学校が廃止されたわけですから、初めのように、その日に現にその職にあつた者とやつたのでは、それより前一年間ぐらいに教員の異動をしてゐたわけですから、小学校もしくは中学校の方にその人々が漏れますものですから、全部を救うために一年間といたしました。

○小林(信)委員 同じ表の二十九号の問題で、「教育長又は官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは更員」を「教育長、官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは更員又はこれらに相当する職員」と改めて「又はこれらに相当する職員」という条項を入れたのは、どう

うい意味ですか。

○稲田政府委員 これは御承知のように、人事院規則が改正になりました。一級、二級という区別がなくなつたわけでありまして。それにかゝるべき職階と申しますか、そういうものはまだはつきりいたしておりませんが、要するに区別がなくなりましたので、大体それに相当するものができるとを予想してこの相当という漠然たる言葉を使つたわけでありまして。

○小林(信)委員 その点私も何か疑問に思つた点があるのですが、いづれまたお伺ひすることになります。

先ほど松本委員の御質問の中にあつたことで、私もこれは非常に意外に感じたのですが、盲聾学校などの先生が、従来一級免許状をとるのに単位をとりななくてもよかつたのですが、これが六単位を加へられる。大体単位を減らされるような傾向に文部省が進みながら、この項だけは単位を新たに六単位加へた。これは先ほどのお話を聞くと、従来そういう再教育施設がなかつたということ、そういう人が得られなかつたということから、新たに加へたとおつしやるのですが、何か法律をつくる上からいいますと、そういうことだけで、こういう六単位を従来加へなかつたということが、文部省の責任として言えるかどうか。私はやはりそこは必要がない、こういう特殊な学校に對しては、やはり経験年数だけでやつて行かなければ人が得られないという根本方針から、この単位は従来削除されておつて、また何かほかとの対比上、ここに六単位を加へられたような気がするのであります。

○稲田政府委員 その点先ほど概略お

答へいたしたのでありますが、免許法制定の當時におきましても、また他との権衡なり、またこうした特殊教育の重要性、またむずかしさという点から考えますれば、当然ここに単位数を加へなければならなかつたのであります。

けれども、ただその当時の養成あるいは再教育の状況を見ますと、非常に遺憾なことに、まだ整つていないものを感じましたので、単位を上げなかつたのであります。しかしながら、われわれといたしましては、この方面の教育の非常に重要なことを感じまして、特別にこれらの養成施設、あるいは再教育施設の急速に充実することを企画いたしましたわけでありまして、そういうような点からいまして、先ほども申し上げましたが、教育大学に新たに四箇年のコースを設けました、また教育大学はか全国四箇所の大学に二箇年コースの臨時養成課程を設けました、いたしましてために、養成数としても、すでに三百三十名程度を養成いたしました。これは盲聾学校の現在の教員二千九百名の一割以上の養成数でありますので、一般の養成計画から見ますれば、むしろこれは充実した養成数になるわけでありまして、またかた／＼この現職者の教育については、二十五年年度においては四単位の講習を行いました、ほかの教員よりも多く就講できま

すような措置を講じたわけでありまして、あるいは通信教育等につきましても、特別の配慮を用いておりました、現在の状況及び今後の状況を考えますれば、もうすでにこうした特別な考慮を払ふ必要はない、むしろこうした教育を重んずる意味において、当然他との権衡を考慮いたしましたして、単位数を

加へなければならぬ、こう考えたわけでございます。

○小林(信)委員 それではお伺ひしますが、特殊学校の仮免許状を取得するのは、この単位を入れたらならないのですか、そういう点は、どういう意味でございますか。

○秋村政府委員 この仮免許状は、小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教員の免許状を持つておりさえすればこれは、むしろなるべく多く新しく義務教育となりまして方面に入られなければならぬという事情がありますので、こういう人たちがやがて二級免許状をとり出す場合には、八単位を要求するわけでありまして。

○小林(信)委員 やはりそこに何か特殊学校には、人を得る道が困難であるから考慮されているように、これからもうかがわれるのですが、そういう点もやはり各免許状のところにも、考慮されて行かなければならぬと思ふのです。先ほどお伺ひした特殊学校の人の人たちは、横の方の関連がどういうふうに行きておるか、たとえば二級普通免許状を持つておられれば、あるいは小学校、中学校の方にも二級普通免許状が通用できるのか、あるいは仮免許状が通用されるのか、その関連はどうですか。

○秋村政府委員 別表第七をごらんいただきますと、盲聾学校の方の教員にとつては、仮免許状を持つておれば、盲聾の方は二級にしてあるわけですが、だから仮免許状は、この人たちが元持つていた免許状でなければ、元の学校には通用しない。小学校が仮だつたら、やはり小学校は仮になります。な

お小学校は仮であるけれども、育嬰学校の方へ参りますとそれが二級になる、非常に一方ではやさしくしてある。基礎免許状は低くして、そして育嬰の方に入れば級は高くなる形になると思います。そこで特に今度加えた六単位なども、基礎免許状の方を上げないものですから、小学校、中学校の免許状の要求を上げないために、特殊教育の方の要求を入れなくては、非常にバランスが他のものと失すると思います。申すまでもなく仮免許状には、単位も何も要求しておりませんが、将来教員が充実すれば、これにも単位を要求すべきであつて、今ないことは、何もないことではないのでありまして、だん／＼充実するに従つて、単位を要求すべきだと思います。

○小林(信)委員 仮免許状にも単位が必要だということになつて来れば、今基礎的に基礎単位として持つてゐるのだけでなくて、二級免許状をとれば、小学校、中学校の方の二級免許状が与えられるという形になるのではないかと思います。そういう点からいたしますと、この二級免許状、一級免許状というのは、ただ特殊学校だけに通用するものであつて、ほかに関連がないとするならば、ここに入つてこの仕事をやろうとする人は、これ以外に教育の方を持つことができないわけでありまして、もし小学校、中学校の方へ行くためには、その方の単位をとつて行かなければならない。そうすると、やはりその人たちに、この仕事だけに精進せよという意味からしても、こういう単位を新たに加えられて行くということは、何かかわいそうな気がしますが……。

○村政府委員 今の育嬰の学校の方の一級免許状を持つておれば、いかなる学校の校長にもなれるのです。普通の学校の校長にもなれるわけでありまして、それから普通の学校の二級と一級になりたかつたら、普通の学校の一級、二級の単位をとらなくてはならぬ。かわいそうだとおつしやいますけれども、専門家としてこの人々を育てて行つて、そして将来は、もし理想的なことを言わせていただければ、二級普通免許状を持つた者が、さらに特殊教育の六単位をとつて一級になるのが望ましい。それで特殊な事情に應じては、だん／＼と要求を上げて行つて、この人たちの社会的地位が同時に上らなくてはならぬ。その現実と理想とが一つの妥協をしているのが、この表の非常に不都合なところだと考えるのであります。

○小林(信)委員 私もうそういうふうに承る。やはり理想のものからすれば、仮免許状から相当の単位を課してやつて行くべきだ。何か特殊な学校の現状が考慮されてきている法律だと思ひますが、先ほどお話を聞くと、単に再教育の施設がないから、あるいは人がなかつたからという二面的におつしやつたけれども、やはり人がなかつたことが現状なので、そういうふうに行くならば、まだ／＼この六単位のものをつけ加えるのではなくて、なお将来的に、また特殊学校の充実の方へ力を注いで行くために、そういう折衷的なものでなくて、もつと現状に即したもので行くべきだ、こういうふうに私たちは考へてゐるのです。

○長野委員長 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。

します。

午後零時三十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十六年四月七日印刷

昭和二十六年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所